

## 4-5. 謾渡し等及び譲受け等の届出

### (1) 従来の報告との主な相違点

#### ①謕渡し等及び譲受け等の相手方の報告

謕渡し等及び譲受け等は新しい言葉ですが、実質的な概念は従来から異動報告が行われてきた販売・購入、引き受け・引き渡し等です。異動内容の報告事項として、従来の事項に、販売を行った管理者であればその販売先を、牛の購入を行った管理者であれば購入先を、それぞれ謕渡し等の相手方、譲受け等の相手方として報告することが必要となります。公共育成牧場との間の引き受け・引き渡しの場合も同様です。

#### ②農協、家畜商等の取り扱い

農協、家畜商等は、本制度では、家畜の売買や交換・あっせん等本来の業務を行う限りは法律上の届出の義務は課されません。しかし、輸送期間を含めておおむね7日を超えて牛を預かる場合は、管理者とみなされ届出の義務が生じます。この場合、牛個体ごとに「管理者」に該当するか否かを判断するため、輸送期間を含めおおむね7日を超えない範囲で牛を預かった場合には、管理者としての届出の義務は課されません。

ただし、届出の義務が課されない場合であっても、牛の個体識別情報の正確性を確保するため、改良センターへの家畜取引の情報提供をお願いすることとしています。

特に、と畜場に出荷する場合であって、最終の管理者とと畜場との間に2者以上が介在しているような場合には、とさつ直前の重要な時期の異動履歴が追跡・遡及できなくなる可能性があることから、可能な限り改良センターへ報告するよう依頼して下さい。

#### ③家畜市場等の取り扱い

家畜市場等についても、農協、家畜商等同様本来の業務を行う限りは届出の義務は課されません。しかし、出荷者及び購入者とも、家畜市場等からの情報提供なしには相手先の把握が困難な場合が多いと考えられることから、それに対する相手先の情報提供等について協力を依頼する必要があります。

家畜市場等から、出荷者及び購入者に対する、それぞれの相手先の情報提供を行うことが困難な場合、相手先として自らのコードを提供することでも、当該家畜市場等を中継点として牛の異動は把握されることになります。(ID連携システム等により改良センターへの報告を行っている家畜市場等であれば、家畜市場を中継点として当該牛の異動が正確に把握されることになります。)

家畜市場等については、一時期に多頭数の取引が行われることから、譲受け・謕渡しの届出の正確な実施の観点の下、可能な限り統一的な取り扱いを行うよう関係機関で協議を行って下さい。(問い合わせへの対応等家畜市場の負担増加を避けるためにも統一的な取り扱いが必要と考えられます。)

## (2) 具体的な手順

### ①異動報告カードの記入

販売・購入等により牛が異動した場合、管理者等（管理者から委託された農協等を含む）は、以下の事項を異動報告カードに記入し、改良センターに速やかに届け出ます。

- a) 農家コード
- b) 販売・購入等により異動した牛の耳標の個体識別番号
- c) 異動内容
- d) 異動年月日（飼養終了又は開始の年月日）
- e) 譲受け等又は譲渡し等の相手先コード

異動内容は転入又は転出のいずれかとなります。なお、譲渡し等又は譲受け等の相手先が分からぬ場合には、牛の売買を仲介する直接の移転先・移転元である農協、家畜商、家畜市場等を報告して下さい。その場合も、相手先コードの記入を原則としますが、相手先がコードを持たない場合には、氏名又は名称及び連絡先（電話番号）を記入して下さい。

### ②届出の方法

管理者自ら届け出る場合、並びに管理者の委託を受けて農協等が届け出る場合（一括報告）とも出生の届出（4-1参照）と同様です。

## (3) 届出事項等に関する補足及び留意点

### ①譲渡し等及び譲受け等の年月日

異動年月日としては、飼養施設から牛を出した日である飼養の終了年月日又は飼養施設に牛を入れた日である飼養の開始の年月日を届け出ます。

制度としては、これに加えて、「譲受け等の年月日」と「譲渡し等の年月日」を届け出こととなっていますが、実際の家畜取引においては、飼養終了の年月日が、譲渡し・譲受け等の年月日になる場合が多いため、その牛の管理者から特段申し出がない限り、異動年月日の報告により飼養終了の年月日を譲渡し・譲受け等の年月日とします。

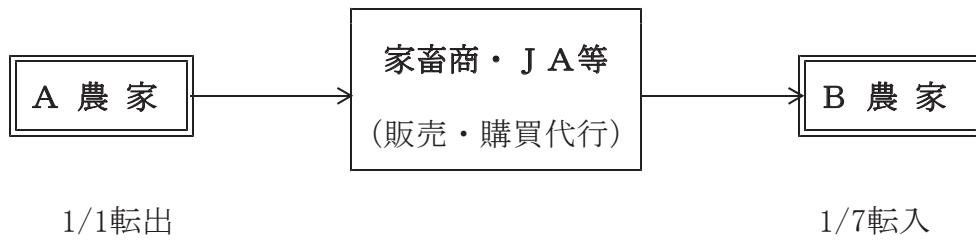
### ②譲渡し等及び譲受け等の相手先コード

譲渡し等又は譲受け等の相手先として、農協、家畜商、家畜市場等を報告する場合、それぞれのコードを相手先コードとして下さい。家畜商については、管理者として農家コードを有していれば、その農家コードが相手先コードになります。（家畜市場等、農協については、平成15年12月1日までに家畜市場リスト、農協リストを作成し、マスタ登録を行います。農家コードを持たない家畜商についても、順次、マスタ登録を進めていきます。（III-2参照））

○譲渡し等及び譲受け等の事例

(ケース 1) 家畜商・JA等に委託して売買するケース

(家畜商・JA等が預かる期間が 7 日以内)



- A農家の届出

譲渡しの相手方 : B農家 (わからない場合は家畜商・JA等でも可)

飼養終了の年月日 : 1 / 1

- B農家の届出

譲受けの相手方 : A農家 (わからない場合は家畜商・JA等でも可)

飼養開始の年月日 : 1 / 7

※家畜商、農協等は、A・B農家への情報伝達に努めて下さい。

(ケース 2) 家畜商・JA等に委託して売買するケース

(家畜商・JA等が 7 日を超えて預かる場合)



- A農家の届出

譲渡しの相手方 : 家畜商・JA等

飼養終了の年月日 : 1 / 1

- 家畜商・JA等の届出

譲受けの相手方 : A農家

飼養開始の年月日 : 1 / 1

譲渡しの相手方 : B農家

飼養終了の年月日 : 1 / 1 2

- B農家の届出

譲受けの相手方 : 家畜商・JA等

飼養開始の年月日 : 1 / 1 2